

御代田町こども計画策定支援業務委託に係る業者選定実施要領

1. 目的

この要領は、御代田町こども計画策定支援業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務名称

御代田町こども計画策定支援業務

3. 業務概要

(1) 業務内容

別紙委託業務仕様書参照

(2) 履行期間

委託契約締結の翌日～令和8年3月31日

(3) 業務規模

令和7年度度の1ヵ年で完了するものとし、事業費は下記の通りとする。

令和7年度見積上限：¥3,320,000円（税込）

上記の範囲内で適切に見積るものとする。

4. 参加資格

次の条件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 競争入札参加資格等指名停止を受けていない者。また、指名の停止を受けたが既にその停止の期間を経過している者。
- (3) 昨年度（令和6年度）に市町村こども計画に関する策定業務の実績を有する者。

5. 提出を求める事項

- (1) 企画提案書（次項6による） 6部
- (2) 実績表（市町村こども計画策定業務の実績10件以上）
- (3) 見積書（業務内訳明細を記載したもの。一式計上はしない） 1部

6. 企画提案書の作成及び留意事項

(1) 企画提案書の規格

ア. A 4 版縦とし、書式については特に定めないものとする。（A 3 版による折込頁の挿入は可とする。）ただし、文字の大きさなど見やすさに留意すること。

(2) 企画提案書の構成（以下の内容について、明瞭に記載すること）

- ア. 貴社のこども計画に対する基本的な考え方
- イ. 貴社における当町のこども計画を推進する上でのポイント
- ウ. 業務内容の手法説明
- エ. 業務実施体制
- オ. 作業工程スケジュール

7. 提出期限等について

(1) 日 時 : 令和 7 年 6 月 6 日 午後 5 時まで

(2) 提出場所 : 〒 3 8 9 - 0 2 9 2 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1794-6
TEL 0267-32-3114 FAX 0267-32-3929
E-mail : kodomo@town.miyota.nagano.jp

(3) 提出方法 : 持参または郵送とする（※提出時の企画内容説明は受け付けない）

※尚、期限までに提出のない場合は選定への参加を辞退したものとみなします。

8. 提案の無効

- (1) 提案者が同一事項のコンペに対して二以上の提案をしたとき。
- (2) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (3) 提案に対して談合などの不正行為があったとき。
- (4) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、または識別しがたい見積または金額を訂正した見積をしたとき
- (5) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9. 審査方法

- (1) 選定は、提出物をもって書類選考を行い最優秀業者を決定する。
- (2) 最終審査結果については、後日、参加者全員に書面によって速やかに通知する。
- (3) 最終的に選定された業者に対して、ヒアリングを実施し決定する。交渉が不調に終わった場合は、次点の業者と再度ヒアリングを行うものとする。

10. その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加者が要した資料作成などの費用については、参加者の負担とする。
- (2) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合や、辞退の申し出があった場合は、当プロポーザルに参加する資格を失う。
- (3) 提出された企画提案書等の返却はしない。また、提出された企画提案書は、業務目的以外のものには使用しない。

11. 選定の日程

委託業務仕様書等の発送	令和7年5月15日（木）
業務説明会	なし
質問の受付と回答書配布	令和7年5月15日（木） ～ 5月30日（金）
提案書等提出期日	令和7年6月6日（金）午後5時まで
書類選考の実施	令和7年6月9日（月） ～ 6月20日（金）
業者ヒアリング	令和7年6月25日（水）※時間別途通知
契約締結	令和7年6月27日（金） ※審査結果通知は書面にて速やかに通知

- ① 提案書などの受付後、提出物内容について質疑等を行う場合があります。
- ② 各期間については、目安であり、状況によっては日程を変更する場合があります。